

災害に備えて家庭で備蓄品を準備しましょう

①常時携行品

財布、携帯電話、キャッシュカード、免許証などの貴重品や携帯ラジオ、携帯電話の充電器など

②非常持出品

2泊3日程度の避難生活に必要な非常食や飲料水。持病薬やアレルギー対応食などを優先する。リュックサックに入れておくと、避難するときに両手が使えます。



③備蓄品

食料や水は最低3日、できれば1週間分以上備蓄する。食品はレトルト食品や缶詰、カップ麺など。水は大人1日当たり3リットルが目安（ポリ容器も必要）。下着や着替えも用意しましょう。

〈停電時に特に必要な備品〉

懐中電灯、ランタン、携帯ラジオ、卓上コンロ、乾電池、発電機（発電機は必ず屋外の換気ができる場所で使用する）。

〈断水時に特に必要な備品〉

飲料水、給水用ポリ容器、非常用トイレ。ポリ容器には普段から水を貯めておき、生活用水としても使用する。

〈避難所での防寒に必要な備品〉

カイロ、マフラー、手袋、ダウンジャケットなどの上着、毛布、アルミシート、アルミブランケット

〈ローリングストック法を実践しましょう〉

インスタント食品などを多めに購入し、消費期限の短いものから定期的に消費し、食べた分だけ補充することを繰り返す方法です。消費期限切れを防ぎ、普段から食べ慣れた食品を災害時に食べることができ、ストレスの軽減にもつながります。

詳細はチェックリストをご確認ください。



備品チェックリスト▶

安全対策課消防防災班
☎0475(70)0303

災害に備えて今日から水のくみ置きを

自宅でする災害対策として、水道水のくみ置きがあります。人が生きていくために必要とされている「1人1日3リットル」を目安に3日程度の備蓄を推奨しています。くみ置きの方法は清潔でふたのできる容器（ポリタンク・ペットボトル・水筒など）になるべく空気が入らないように、3日程度です。

うに口元いっぱいまで水道水を入れてください。このとき、水道水を沸騰させたり浄水器等に通したりしないで、蛇口からそのまま容器に保存してください。

くみ置きの保存方法・期間
直射日光を避けて、涼しいところで保存してください。また、消毒用の塩素効果が持続するのは、3日程度です。

市内の指定緊急避難場所・指定避難所はこちらからご確認ください



▲市ホームページ

安全対策課消防防災班
☎0475(70)0303



▲山武郡市広域水道企業団
キャラクター「さんすいちゃん」
☎0475(55)7852

防災井戸を設置しています

災害時の生活用水を確保するため、避難場所等に防災井戸を設置しています。

注意事項
・飲み水としての利用はできません。
・災害時のみ利用できます
・管理者の指示に従い利用してください。
・いたずらなどをして壊さないでください。



▲市ホームページ

▼設置箇所は市ホームページでご確認ください。
安全対策課消防防災班
☎0475(70)0303

地震が起きたら落ち着いて行動しましょう

◆もし地震が起きたら身の安全を確保する。
・素早く火の始末をする。
・非常脱出口を確保する。
・火が出たらできる限り消火する。
・外へ逃げるときは慌てない。

◆シェイクアウト（3つの安全行動）の実践

3つの安全行動



◆家の中の安全対策
・寝室、子どもやお年寄りの部屋には大きな家具は置かない。
・タンスなどの大きな家具はL字金具や支え棒を使用し、倒れにくいようにする。
・出入口や通路に物を置かない。
・家具の転倒を防ぐポイント
・タンスはL字金具や支え棒

◆家の周囲の安全対策
・屋根は屋根瓦やアンテナの補強をする。
・窓ガラスは飛散防止フィルムを貼る。
・ベランダは植木鉢などを落ちる危険がある場所に置かない。
・ガスボンベは鎖で固定する。
・ブロック塀・門柱は基礎や鉄筋が無い場合は補強し、ひび割れが無いか確認する。

◆固定・二段重ねの場合はつなぎ目を金具で固定する。
・冷蔵庫は後ろに転倒防止ベルトの取付箇所があれば、ベルトを通して壁に固定する。
・無ければ、扉と扉の間に針金を巻いて金具で壁に固定する。
・食器棚はL字金具や支え棒で固定し、重い食器は下に、軽い食器は上に収納。戸に止め金を付け、ガラス部分に飛散防止フィルムを貼る。
・テレビはテレビ台に固定する粘着マットや壁に固定するベルトを利用する。

事業者 千葉県飲食店感染防止対策認証事業

千葉県では、飲食店における感染防止対策を促進するための第三者認証制度を県内全域の飲食店を対象に実施しています。

認証基準を満たした認証店では、高いレベルの感染防止対策を講じていることから、営業時間の短縮などを要請しないこととします。ただし、当面の間は、緊急事態宣言の発令時および、まん延防止等重点措置区域内の認証店に対しては、営業時間の短縮などを要請します。

また、認証基準の達成に必要なとなる設備の整備費用などへの支援を行います。

認証店は、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請の対象でなくなることから、千葉県を要請しません。

※感染症対策を随時確認し、十分でない場合は、認証を取り消すことがあります。

▼申請方法
申請書類を郵送、メールまたはファクスで提出
※認証基準や「申請の手引き」など、詳細は県ホームページをご覧ください。

①申請に必要な書類を作成し、事務局に送付
②認証基準を満たしているか現地を確認
③認証を受けた店舗に認証ステッカーを交付

千葉県では、飲食店における感染拡大防止対策協力金の申請対象とはなりませんのでご注意ください。

▼対象は食品衛生法による営業許可を受けている県内飲食店（テイクアウト・デリバリー型を除く）

▼認証までの流れ



防災 感染症予防の物品購入に補助金を交付します 自主防災組織感染症対策補助金

災害時の避難等に備え、新型コロナウイルス感染症予防のための物品等を購入した自主防災組織に補助金を交付します（令和3年度限りの補助金です）。

自主防災組織を設立していない区・自治会は、設立をご検討ください。

▼補助対象は自主防災組織
▼補助金額は1つの自主防災組織につき上限20万円（1回限り）

▼対象物品はマスクや消毒液ほか。詳細は市ホームページをご覧ください。

▼対象外は主に日常生活での使用を目的とするもの

▼申請締切は令和4年1月31日（月）

安全対策課消防防災班
☎0475(70)0303